

公表対象随意契約一覧(R5.9月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
1	環境課	軽トラックの再リース(島根480さ2917)	令和5年9月4日	株式会社石原製作所 浜田市朝日町19	446,160	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特殊な軽ダンプ車となっており、ごみ等をたくさん積み込みできるように架装を木枠で高く固定し、設置している。他社のリース車と契約した場合、新たに架装を設置する費用が発生するため。
2	環境課	浜田浄苑設備機器改修工事	令和5年9月6日	クボタ環境エンジニアリング株式会社 中国支店 広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号	49,500,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田浄苑は、し尿や浄化槽汚泥を処理する特殊施設であり、株式会社クボタ独自の技術により計画・設計・施工されており、運営上必要な機器や制御等についてはメーカーの独自製作された特殊部品や技術を必要とする。そのため、計画設計・施工を実施した株式会社クボタのプラントメンテナンスを専門に行うクボタ環境エンジニアリング株式会社と契約しなければ目的を達成することができないため。
3	弥栄支所産業建設課	令和5年度公社造林(保育間伐(初回)【1次】)事業(No.1839)	令和5年9月7日	石央森林組合 浜田市金城町下来原1561-7	2,420,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公社造林事業を実施するにあたり、森林所有者に公社造林事業を説明し、分取造林契約の承諾を得るなど分取造林契約締結にあたって中心的な役割を果たし、また、植樹から施業に携わっているため、森林所有者と信頼関係が築けており、公社造林事業を実施するにあたり事業を円滑に行うことができる。また、植樹から施業に携わっているため、造林地の地形、隣接地との境界など造林地の特性を熟知し、造林地に合わせた適切な造林事業を実施することができるため。
4	弥栄支所産業建設課	令和5年度公社造林(保育間伐(初回)【1次】)事業(No.1875)	令和5年9月7日	石央森林組合 浜田市金城町下来原1561-7	1,243,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公社造林事業を実施するにあたり、森林所有者に公社造林事業を説明し、分取造林契約の承諾を得るなど分取造林契約締結にあたって中心的な役割を果たし、また、植樹から施業に携わっているため、森林所有者と信頼関係が築けており、公社造林事業を実施するにあたり事業を円滑に行うことができる。また、植樹から施業に携わっているため、造林地の地形、隣接地との境界など造林地の特性を熟知し、造林地に合わせた適切な造林事業を実施することができるため。
5	旭支所産業建設課	林道台帳作成業務	令和5年9月11日	㈱エイテック 浜田営業所 浜田市下府町901-4-8	627,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	『林道台帳作成業務』は、一部開設した林道足尾線の台帳を作成し、全体林道台帳の更新を行うものである。現在までの当路線の台帳作成は㈱エイテックが手がけており、現地把握およびデータも所有していることから、データ変換および現地調査も一部省略できる。また、旧旭町の林道台帳作成はすべて㈱エイテックが請負っており、全体林道台帳の更新も容易にできるため。
6	建設企画課	令和5年度 岡見4地区地籍調査に係る刈払業務	令和5年9月11日	株式会社 ダイワ測量 浜田営業所 浜田市長沢町320番地3	805,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	本業務は、一筆地調査時点において官民境界の一部の刈払い作業を行うもので、次年度以降に行う測量工程時に基準点の設置及び視通確保作業として、効率的に行うために重要な事前作業である。また、次年度の測量作業の遅延を招くことがないように、今年度の一筆地調査の事前作業として行う必要がある。このことから、契約履行中の「令和5年度岡見4地区一筆地調査業務」に関連する附帯的な業務であり、現地に精通している受注者以外に発注することは不利となるため。
7	金城支所産業建設課	令和5年度公社造林(保育間伐(初回)【1次】)事業(No.2008)	令和5年9月15日	石央森林組合 浜田市金城町下来原1561-7	841,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公社造林事業を実施するにあたり、植樹から伐採までの長期事業の性質上、これまで行ってきた事業の内容や樹木の生育状況を熟知し、樹木にあわせて適切な造林事業を実施することができるため。
8	学校教育課	浜田地区小中学校統合型校務支援システム構築・運用保守業務	令和5年9月20日	(株)サンネット 広島市中区袋町4-21	53,966,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市プロポーザル方式選定委員会での審査結果による。
9	税務課	浜田市税務申告支援システム機器リース	令和5年9月20日	三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	29,040,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	株式会社日立ソリューションズ西日本から導入している「税務申告支援システム」は、平成24年プロポーザル方式により機能面、費用面等を総合的に審査した結果で導入し、平成29年度に再度プロポーザル方式により契約更新を行い、現在に至るまで浜田市の個人住民税賦課業務及び確定申告業務の効率性、正確性の向上に大きく貢献している。また、「税務申告支援システム」については、不具合なく稼働するとともに、操作に関してもノウハウの蓄積によりスムーズな賦課業務が実施できており、別システムを導入した場合にかかる初期費用、調整時間等を勘案すると大きな負担減となる。以上のことから、「税務申告支援システム」を継続して利用することが、業務面、費用面でも有意義であるため。
10	旭支所産業建設課	令和5年度 川上山市有林搬出間伐事業(搬出路開設)	令和5年9月20日	石央森林組合 浜田市金城町下来原1561番地7	858,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	今回開設する森林作業道は、川上山市有林内の間伐材搬出に必要な道であると同時に、将来的に皆伐、植栽などの施業実施のため長期間活用するものである。そのため、森林の地形や境界などを理解し、安全で最も効率的な作業道を設置する必要があるため、次の理由により随意契約の相手方として石央森林組合が妥当である。 1 今回の施行地である川上山市有林について、過去に石央森林組合が該当地を含めた周辺の山林を測量した経緯もあり、造林地の地形、隣接地との境界など造林地の特性を熟知しているため、最も効率的かつ低コストで作業道を施工することができる。 2 当市は森林所有者の90%以上が石央森林組合の組合員であり、森林所有者との信頼関係が築かれており、隣接する土地との利用承諾など事業を円滑に実施することができる。 3 島根県が進める循環型林業を十分理解し、植樹から伐採・搬出にかけてすべての施業に携わっているため、これまで行ってきた事業の内容や樹木の生育状況を熟知し、樹木にあわせて適切な造林事業を実施することができる。

公表対象随意契約一覧 (R5. 9月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
11	旭支所産業建設課	令和5年度 川上山市有林搬出間伐事業（搬出間伐）	令和5年9月20日	石炭森林組合 浜田市金城町下原1561番地7	1,980,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	川上山市有林搬出間伐事業を実施するにあたり、次の理由により随意契約の相手方として石炭森林組合が妥当と思われる。 1 事業に関して専門的知識がある。 2 事業に熟知し、最も有利な事業を選定できる。 ・今回の施業地である川上山市有林について、過去に石炭森林組合が該当地を含めた周辺山林の測量及び造林をした経緯もあり、造林地の地形及び隣接地との境界など造林地の特性を熟知しているため、最も効率的かつ低コストで施工することができる。 ・山林所有者のほとんどが森林組合の組合員である。 ・造林地の施業を随時実施しており、施業の流れを熟知している。 ・施業地と民地との境界問題・進入路等について、問題解決能力が優れている。 ・当市に居住していない地権者を把握しており、連絡網が確立されているため、短時間で問題処理できる。 3 事業の特殊性に対して作業に精通した労務を有する。 ・造林事業は植栽から伐採までの長期施業であり、施業地の地形・条件等を十分熟知し、適正に施業が実施できる労務・能力を保有している。 4 林業、木材産業及び山村地域の活性化等の推進にあたり、中心的な役割を果たし得る森林組合を育成するため、本事業の実施を通じて、その経営基盤の強化を図り、林業・木材産業及び山村地域の活性化等に資することができる。
12	旭支所産業建設課	令和5年度 川上山市有林搬出間伐事業（間伐材搬出）	令和5年9月20日	石炭森林組合 浜田市金城町下原1561番地7	1,155,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業を実施するにあたり、次の理由により随意契約の相手方として石炭森林組合が妥当である。 1 本事業は「令和5年度 川上山市有林搬出間伐事業（搬出間伐）」と同一の施業地であり、間伐から搬出までを一貫した施業とすることにより、施業や搬出に掛かるコストの削減が期待できる。 2 当市は森林所有者の90%以上が石炭森林組合の組合員であり、森林所有者との信頼関係が築かれており、隣接する土地との利用承諾など事業を円滑に実施することができる。 3 島根県が進める循環型林業を十分理解し、植樹から伐採・搬出にかけてすべての施業に携わっているため、これまで行ってきた事業の内容や樹木の生育状況を熟知し、樹木にあわせた適切な造林事業を実施することができる。
13	金城支所産業建設課	美又地域再開発用地除草等業務	令和5年9月20日	NP0法人美又ゆめエイト 浜田市金城町追原1709-2	756,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務の対象地は、美又地域再開発事業の範囲内である。NP0法人美又ゆめエイトは、これまで美又地域活性化及び美又地域再開発事業に深く関わっていることから、美又地域再開発事業の目的である美又地域の活性化の観点、また、住民との協働の観点から同法人に随意契約を行う。
14	健康医療対策課	令和5年度インフルエンザ予防接種業務委託	令和5年9月21日	一般社団法人浜田市医師会 会長 笠田 守 ほか27者	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市内の医師により構成されている浜田市医師会と契約することで関連事務の集約が行われ、効率的な業務の履行が期待できることから、本業務の契約相手方として適切である。また、市民が通院している市外医療機関および入所している介護保険施設については、市民の福祉を損なわないため。なお、当該相手方は、入札により発注される業務への参加を希望しないことから有資格者名簿への登録がないものの、本業務の履行にあたっては医師免許を有していることが必要であるため。
15	農林振興課	令和5年災 農地災害測量設計業務（9月豪雨）	令和5年9月21日	株式会社 サンワ 浜田市下府町327-145	979,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	本業務は、令和5年9月5日の豪雨により発生した災害復旧のため、測量設計を行うものである。業者選定において、競争性を持たせることは可能であるが、早急性が求められるため。
16	農林振興課	令和5年災 農業用施設災害測量設計業務（9月豪雨）	令和5年9月21日	株式会社 サンワ 浜田市下府町327-145	704,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	本業務は、令和5年9月5日の豪雨により発生した災害復旧のため、測量設計を行うものである。業者選定において、競争性を持たせることは可能であるが、早急性が求められるため。
17	下水道課	美川地区農業集落排水施設及び国府地区公共下水道施設の時間外出勤業務	令和5年9月25日	浜田環境事業協同組合 島根県浜田市下府町327番地129	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該業務の実施については「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づいて協定を締結しているため。
18	下水道課	美川浄化センター汚泥引抜業務	令和5年9月25日	浜田環境事業協同組合 島根県浜田市下府町327番地129	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該業務の実施については「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づいて協定を締結しているため。
19	下水道課	美川地区個別浄化槽維持管理業務委託	令和5年9月25日	浜田環境事業協同組合 島根県浜田市下府町327番地129	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該業務の実施については「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づいて協定を締結しているため。
20	下水道課	国府浄化センター及び美川農業集落排水処理施設維持管理業務	令和5年9月25日	浜田環境事業協同組合 島根県浜田市下府町327番地129	29,810,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該業務の実施については「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づいて協定を締結しているため。
21	下水道課	三隅地区農業集落排水資源循環施設維持管理業務	令和5年9月25日	有限会社 石見環境整備 島根県浜田市三隅町三隅1355番地	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該地区の集落排水施設は浄化槽法に規定される施設であり、余剰汚泥を脱水運搬するためには浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥）の許可が必要である。三隅地域内において有限会社石見環境整備が両方の許可を併せて持つ唯一の業者であるため。
22	下水道課	三隅地区集落排水処理施設沈砂し渣等処理業務	令和5年9月25日	有限会社 石見環境整備 島根県浜田市三隅町三隅1355番地	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該業務の実施については「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づいて協定を締結しているため。
23	下水道課	三隅地区農業集落排水施設及び漁業集落排水施設時間外出勤業務	令和5年9月25日	有限会社 石見環境整備 島根県浜田市三隅町三隅1355番地	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該地区集落排水処理施設の維持管理業務については有限会社石見環境整備に委託しており、機器等の故障による緊急時についても同社に対応してもらうことになるため。
24	下水道課	三隅地区個別浄化槽維持管理業務	令和5年9月25日	有限会社 石見環境整備 島根県浜田市三隅町三隅1355番地	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該地区の浄化槽維持管理を行うにあたり浄化槽保守点検・清掃業務の許可業者が有限会社石見環境整備のみであるため。

公表対象随意契約一覧(R5.9月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
25	税務課	浜田市税務申告支援システム保守業務	令和5年9月25日	株式会社日立ソリューションズ西日本 広島県広島市中区八丁堀3番33号	21,476,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	株式会社日立ソリューションズ西日本から導入している「税務申告支援システム」は、平成24年プロポーザル方式により機能面、費用面等を総合的に審査した結果で導入し、平成29年度に再度プロポーザル方式により契約更新を行い、現在に至るまで浜田市の個人住民税賦課業務及び確定申告業務の効率性、正確性の向上に大きく貢献している。 また、「税務申告支援システム」については、不具合なく稼働するとともに、操作に関してもノウハウの蓄積によりスムーズな賦課業務が実施できており、別システム導入とした場合にかかる初期費用、調整時間等を勘案すると大きな負担減となる。 以上のことから、「税務申告支援システム」を継続して利用することが、業務面、費用面でも有意義であるため。
26	子ども・子育て支援課	令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金システム保守業務	令和5年9月26日	(株)サンネット 広島市中区袋町4-21	588,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て世帯生活支援特別給付金システムを導入した業者であり、当該システムの保守業務は他の業者では対応できないため。
27	下水道課	河内処理区真空弁取替業務(単価契約)	令和5年9月26日	有限会社 石見環境整備 島根県浜田市三隅町三隅1355番地	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該真空弁が設置されている河内地区農業集落排水処理施設の維持管理業務委託先であり、機器等を熟知し、機器点検及びトラブル発生時に迅速に対応ができるため。
28	下水道課	三隅地区農業集落排水真空施設維持管理業務	令和5年9月26日	有限会社 石見環境整備 島根県浜田市三隅町三隅1355番地	1,650,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該真空弁が設置されている河内地区農業集落排水処理施設の維持管理業務委託先であり、機器等を熟知し、機器点検及びトラブル発生時に迅速に対応ができるため。
29	環境課	不燃ごみ処理場粗大ごみ処理施設改修工事	令和5年9月26日	イー・メンテ株式会社 広島県大竹市北栄4番21号	19,800,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市不燃ごみ処理場粗大ごみ処理施設は、三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社(MRE)現三菱ケミカルエンジニアリング株式会社)が、同社の独自開発した技術とノウハウにより計画・設計・施工されている。そのため、運営上必要な機器、設備、制御等は独自開発された特殊部品や技術が必要とし、特定の者と契約しなければ目的が達成できないため。
30	環境課	浜田浄苑流動層焼却炉点検業務	令和5年9月27日	倉敷紡績株式会社エンジニアリング部 大阪府寝屋川市下木町14-41	605,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田浄苑の流動層焼却炉は、倉敷紡績株式会社独自に開発した技術とノウハウにより設計製作された汚泥及びし渣の焼却を行う特殊設備である。 そのため、本業務については設計製作を行ったプラントメーカーの専門的な知識や独自の技術力を抜きにして実施することは困難であり、当該業者と契約しなければ目的を達成することが出来ないため。
31	商工労働課	「道の駅」ゆうひパーク浜田における事業者選定支援等アドバイザー業務	令和5年9月28日	株式会社福山コンサルタント 島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル2F	19,901,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市プロポーザル方式選定委員会での審査結果による。
32	環境課	浜田浄苑流動層焼却炉改修工事	令和5年9月28日	倉敷紡績株式会社エンジニアリング部 大阪府寝屋川市下木町14-41	6,105,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田浄苑の流動層焼却炉は倉敷紡績エンジニアリング事業部(現在の倉敷紡績株式会社エンジニアリング部)が設計・施工した、し渣・汚泥の焼却をおこなう特殊施設である。 本焼却炉は、同社の独自開発した技術や独自のノウハウのもとに製作された部品、機器を必要とするため、特定の業者と契約しなければ目的を達成することができないため。
33	水道管理課	浜田市上下水道料金システム保守業務	令和5年9月29日	株式会社 島根情報処理センター 島根県出雲市今市町321番地3	19,247,712	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	株式会社島根情報処理センターは、浜田市上下水道料金システムの更新業務を行っており、当該システムに精通し安定的に運用することができるため。